

見積徴取数を 1 者とする理由書

件名	公金収納 POS システム新紙幣対応業務
相手方	シャープマーケティングジャパン株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
理由	公金収納 POS システムは、シャープマーケティングジャパン株式会社の開発したシステムであり、同社以外がシステムを開発することが出来ないため。
備考	